

(2) 令和3年度の地域福祉に関する取組み及び第5期地域福祉計画の推進状況（新規）

ア 地域の取組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な地域活動が休止や中止を余儀なくされた結果、高齢者のフレイル（虚弱）・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響のほか、地域活動の実施のノウハウが断絶する、担い手が活動から離れてしまうなど深刻な打撃を受けました。

しかしながら、このような中でも、ICTの活用、屋外活動への切替え、参加人数を絞っての開催など、「新しい生活様式」に対応しつつ地域活動を継続している事例が見られました。

これらコロナ禍を経て得られた知見を活かしつつ、担い手も受け手も参加することにやりがいや楽しみが見いだせるよう、地域活動の再生等に取り組んでいきます。

また、従前の課題についても継続して取り組んでいく必要があります。

今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍により打撃を受けた地域活動の再生、担い手の確保</li> <li>・ 感染症対策を継続した安全・安心な活動の実施</li> <li>・ 地域団体間の連携</li> <li>・ 地域活動への理解や関心の希薄化</li> <li>・ 活動拠点の確保</li> <li>・ 地域住民による支え合い機能の低下</li> <li>・ 新旧住民間の融合、子育て世帯と高齢者世帯との交流 など</li> </ul>

イ 市の取組み

令和3（2021）年度は、計画策定を1年延期したために計画の空白期間となったことから、市の取組みの実施状況を第4期計画に準じた形式で令和4（2022）年度第2回地域福祉専門分科会に報告しました。

また、令和4（2022）年度における市の取組みの推進状況の評価について、令和5（2023）年度第1回地域福祉専門分科会において、以下のとおり報告をしました。

(ア) 定量評価 … 主に量的な成果を評価（77項目/全141項目）

評価	評価基準	令和4（2022）年度	
		項目数	割合(%)
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	23	30%
A	年度目標にしている業務量を概ね（8割以上）達成できた場合	30	39%
B	年度目標にしている業務量の一部（5割以上）を達成できた場合	17	22%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（5割未満）場合	7	9%

定量評価の事業・施策については、S評価（23項目）とA評価（30項目）を合わせて全体の69%となり、B評価が22%（17項目）、C評価が9%（7項目）となりました。

（イ）定性評価 … 取組みの内容や体制の構築などを評価（64項目/全141項目）

評価	評価基準	令和4（2022）年度	
		項目数	割合(%)
◎	年度目標以上のものが達成できた場合	3	5%
○	年度目標が概ね達成できた場合	47	73%
△	年度目標の一部が達成できた場合	13	20%
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む。）	1	2%

定性評価の事業・施策については、◎評価（3項目）と○評価（47項目）を合わせて全体の78%となり、△評価が20%（13項目）、×評価が2%（1項目）となりました。

（3）第5期地域福祉計画の中間見直し

令和5（2023）年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に変更されたことにより、行動制限がなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられることとなりました。

コロナ禍により打撃を受けた地域活動の回復、再生を目指し、第5期地域福祉計画策定時に位置づけた課題等について次のとおり引き続き留意しつつ、本市の地域福祉の充実に取り組んでいきます。

ア 包括的な支援体制のあり方

「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法に位置付けられたことを踏まえ、各福祉分野の相談支援機関が単独では解決できないような複合的な課題を抱える方を効果的なチームアプローチで包括的に受け止められる相談支援体制の構築に向けて、多機関協働・包括的相談支援の取組みを進めています。

今後、重層的支援体制の整備に向けて、アウトリーチ支援を実施するほか、参加支援及び地域支援を段階的に実施するための手法を検討していきます。

11月分科会に向けてさらに加筆修正予定

### イ コミュニティソーシャルワーク機能の強化

引き続き地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な団体と連携を深め、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことを主眼に置きつつ、地域の支え合いの力を高める必要があります。

### ウ 新型コロナウイルス等の感染症への対応

行動制限はなくなったものの、引き続き新型コロナウイルス感染リスクを下げる「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生の励行、効果的な換気等、基本的な感染防止対策を引き続き実施しつつ、地域活動の再開・継続を支援していく必要があります。

### エ 担い手及び活動拠点の確保

地域福祉に対する市民の理解や行動の促進について引き続き拡充を図っていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により地域福祉活動が停滞していたことに併せて担い手が減少しているとの声が上がっていることから、地域福祉の意義やその必要性・重要性、また、地域福祉活動が活性化することのメリットを周知・啓発していき、なるべく多くの市民が地域福祉活動に参画するよう促していく必要があります。

また、地域福祉活動に携わる様々な団体が安定的に活動を続けられるよう、活動拠点の確保についても、引き続き検討していく必要があります。

### オ 地域団体間の連携

社協地区部会とその構成団体である町内自治会、民生委員・児童委員協議会等、さらには地域運営委員会との関係は地域ごとに背景となる経緯が異なっていることから、関係団体間の情報共有・討議・意思決定・取組みの実行等の地域課題の解決プロセスのあり方も地域ごとに異なっています。

したがって、地域課題の解決プロセスの地域ごとのあり方について、関係団体間で相互理解を深め、意見交換や調整が積極的に行われる仕組みづくりが求められます。

## 第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

### 計画中間見直しの経過（計画 p.41）

本計画の中間見直しにあっても、地域福祉専門分科会において全体の審議を行うとともに、各区の支え合いのまち推進協議会において区支え合いのまち推進計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、パブリックコメント手続による意見募集を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

#### <計画中間見直しの経過>

年月	実施内容
令和4(2022)年 12月	令和4(2022)年度第2回地域福祉専門分科会(12/22) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直しの方向性について
12月	各区支え合いのまち推進協議会(区支え合いのまち推進計画の中間見直し作業開始)
令和5(2023)年 3月	令和4(2022)年度第3回地域福祉専門分科会(3/29) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直しの方向性について
5月	～新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更(5/8～)～
8月	令和5(2023)年度第1回地域福祉専門分科会(8/7) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画) 中間見直し版の素案について

## 第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

### 区支え合いのまち推進計画のポイント（計画 p.43）

（1）区の現状について人口等のデータを掲載するとともに、地域活動の状況等から区の課題を抽出し、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」を策定しました。

（2）新型コロナウイルスの感染拡大により地域活動が制限されていたことから、各区支え合いのまち推進協議会でそれぞれの状況に応じた検討を行い、中間見直しに合わせて「具体的な取組み」及び「重点取組項目」を整えました。

なお、策定にあたっては、10の取組みテーマ及び5つの視点を参考にしています。

#### 取組みテーマ

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ① 見守りの仕組みづくり         | ⑥ 福祉教育・啓発       |
| ② 支え合いの仕組みづくり        | ⑦ 相談体制づくり       |
| ③ 地域のつながりづくり         | ⑧ 情報提供の充実       |
| ④ 健康づくり              | ⑨ 防災対策を通じた地域づくり |
| ⑤ 担い手の拡大とボランティア活動の促進 | ⑩ 防犯対策を通じた地域づくり |

#### 視点

- ① 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開
- ② 企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携
- ③ 身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくり
- ④ 地域福祉活動への若者・子どもの参加
- ⑤ 全世代を対象とした担い手づくり

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰

## 中央区支え合いのまち推進計画

第5期中央

中央区地



①	都地区部会
②	末広地区部会
③	寒川地区部会
④	ちば中央地区部会
⑤	中央東地区部会
⑥	東千葉地区部会
⑦	西千葉地区部会
⑧	中央地区部会
⑨	新宿地区部会

⑩	千葉みなと地区部会
⑪	蘇我地区部会
⑫	白旗台地区部会
⑬	生浜地区部会
⑭	松波地区部会
⑮	松ヶ丘地区部会
⑯	川戸地区部会
⑰	星久喜地区部会

## 第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

### 取組方針、施策の方向、主要施策、具体的な取組み

#### 取組方針Ⅰ 地域の支え合いの力を高める

##### 【現状や課題】（計画 p.86～）

- 老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、認知症高齢者の増加、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題、ヤングケアラーなど、個々が抱える課題が顕在化、抱える世帯が増えています。
  - 地域づくりの定着が難しく、高齢化・固定化してきています。
  - 新型コロナウイルス感染症の影響で地域福祉活動が休止・中止を余儀なくされ、地域福祉活動の停滞が見られました。
- 11月の分科会までに作成
- ・現状や課題及び今後の取組方針の見直し
  - ・事業・施策の見直し加除及び記載内容の修正
  - ・目標の設定

##### 【今後の取組方針】

- コロナ禍も含め、地域社会の様々な変化や地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野を超え、世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めるため、CSW や生活支援コーディネーター等が、様々な地域団体や地域に関わりのある事業者等多様な主体との連携・協力を進め、持続可能な地域づくりに向けた支援を行います。
- また、すべての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域づくりの担い手、リーダーの育成、多様な居場所づくり、健康づくり、見守りや支え合い活動などの生活支援サービスの拡充を支援し、地域包括ケアシステムの更なる推進を図ります。
- さらに、地域福祉を推進していくためには、より多くの市民が地域活動や福祉への理解や関心を深め、様々な情報や学習・体験を通じ、福祉の心を育むことが大切であることから、福祉教育や啓発活動を推進します。

#### 施策の方向1 持続可能な地域づくり

##### <主要施策（1）コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援>

##### 【現状や課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々な地域福祉活動やイベントが休止・

中止を余儀なくされたことにより、高齢者のフレイル（虚弱）・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響、人と人とのつながる力やボランティアのモチベーションの低下などが懸念されています。

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、コロナ禍においても、つながりを絶やさず、つながり続けるため、「新しい生活様式」を実践しつつ、情報提供等も含め、地域団体の活動再開や継続を支援します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
1	生活支援体制 【再掲】 No9	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター生活様式に応じた地域やサービスの創出）ネットワークづく 6区28圏域			
	[地域包括ケア]				
2	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No94,96,128,140	等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図るとともに、コロナ禍においても、地域のつながりを絶やさず、つながり続けるために、情報提供等も含め、地域団体の活動再開や継続を支援します。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

11月の分科会までに作成

- ・現状や課題及び今後の取組方針の見直し
- ・事業・施策の見直し加除及び記載内容の修正
- ・目標の設定

<主要施策（2）地域福祉活動におけるオンラインの活用支援>

【現状や課題】

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの地域福祉活動が中止・休止を余儀なくされた中、SNSを活用した子育てサロンやオンライン会議システムを活用した認知症カフェの開催など、市内各地において、オンラインを活用し、接触を避けつつも、人と人とのつながりを維持しようとする試みが見られました。
- 一方、主に高齢者を中心とする地域福祉活動においては、高齢者のスマホ普及率の相対的な低さや対面を重視する傾向等により、活用は一部にとどまっています。



# 第6章 成年後見制度利用促進基本計画

## 1 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題

### (1) 状況

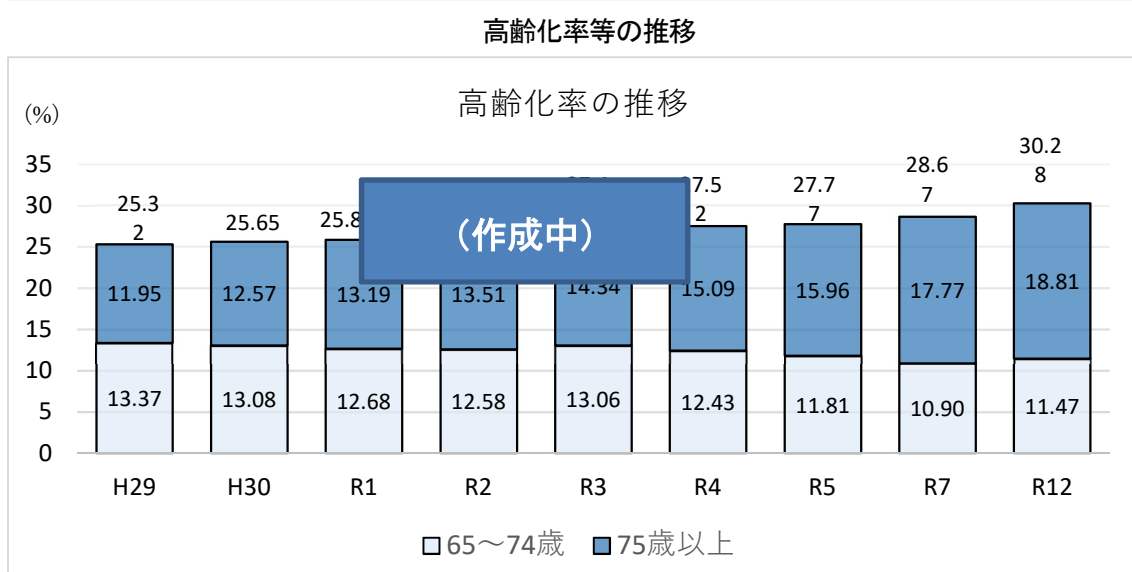
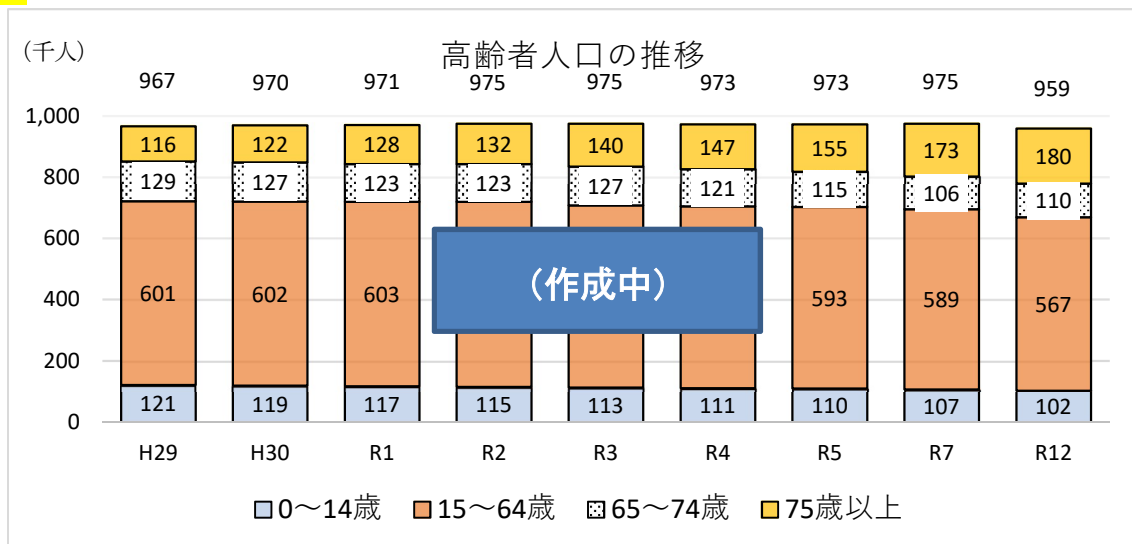
#### ア 高齢者の状況

##### ○高齢者人口・高齢化率の推移

本市の総人口は、令和4（2022）年9月末現在で977,823人（住民基本台帳人口）、そのうち65歳以上の高齢者人口は256,789人、高齢化率は26.3%となっています。

また、9月末時点で比較すると令和元（2019）年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65～74歳までの前期高齢者を上回っています。

将来推計では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者人口は267,000人、高齢化率は27.4%まで上昇することが見込まれており、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年は、総人口の減少が続くのにに対して、高齢者人口は310,500人、高齢化率は33.2%まで上昇することが見込まれています。



注1：令和2（2020）年までは、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値

注2：令和3（2021）年～12（2030）年は平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

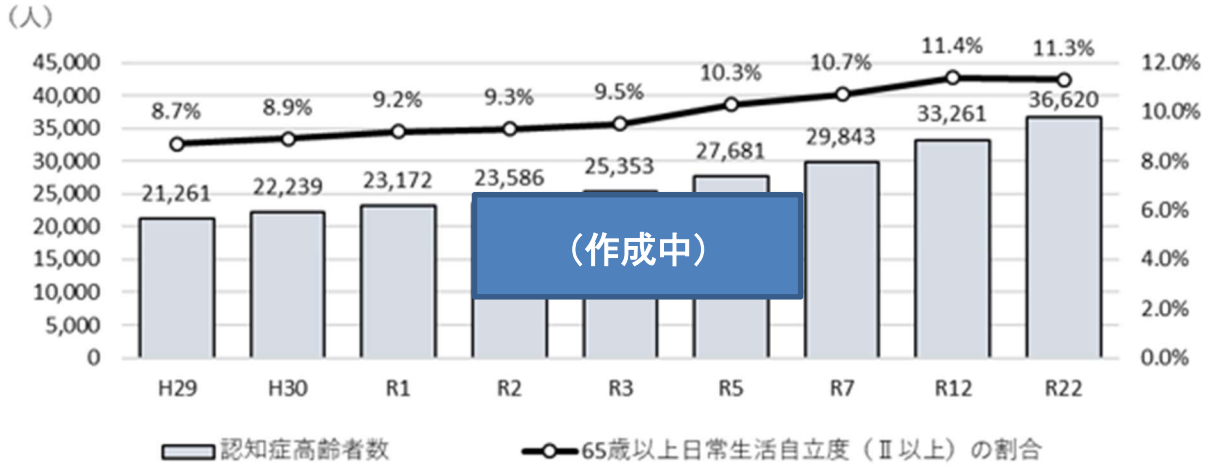
注3：高齢者人口等の推移は、四捨五入の上、千人単位で表示しているため、総人口と年齢の内訳の合計が一致しない場合がある。

注4：高齢化率は千人単位での計算をしていないため、65歳以上の人口を全人口で割っても数値が一致しない場合がある。

○認知症高齢者数の推移

本市の認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、令和4（2022）年9月末現在で約〇〇人です。認知症高齢者は、令和7（2025）年には約3万人まで、令和17（2035）年には約3万7千人まで、増加することが見込まれています。

認知症高齢者数の推移



注1：令和2（2020）年度までの65歳以上人口は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績値。令和3（2021）年度以降の65歳以上人口は、平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

注2：認知症日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態をいいます。

注3：認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの。

注4：令和3（2021）年以降の認知症高齢者数は、各年の高齢者人口（65歳以上人口）に、直近3年の実績から求めた出現率を乗ずる方法で推計した。

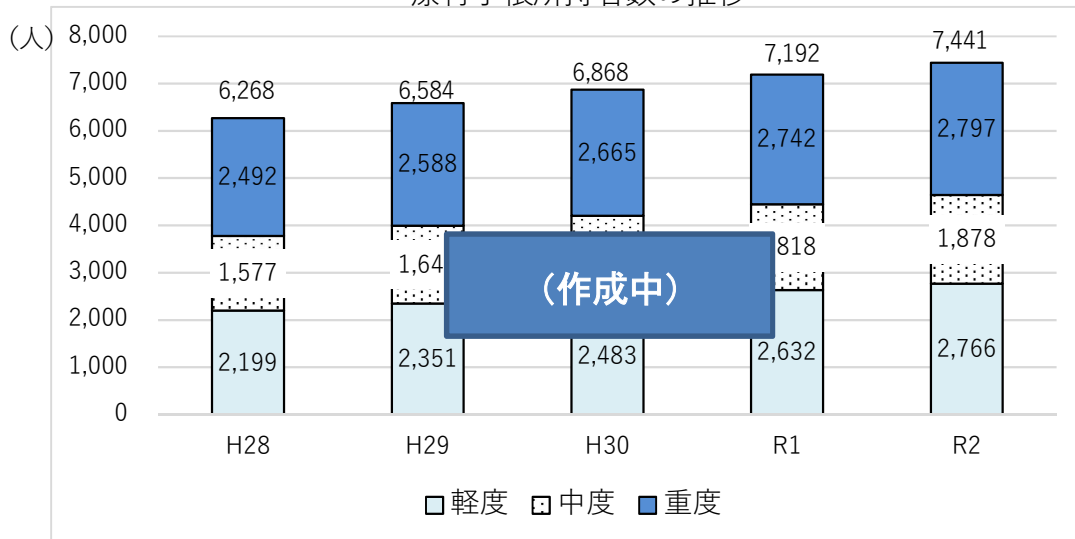
注5：この推移と推計には、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

イ 障害者の状況

○療育手帳所持者数の推移

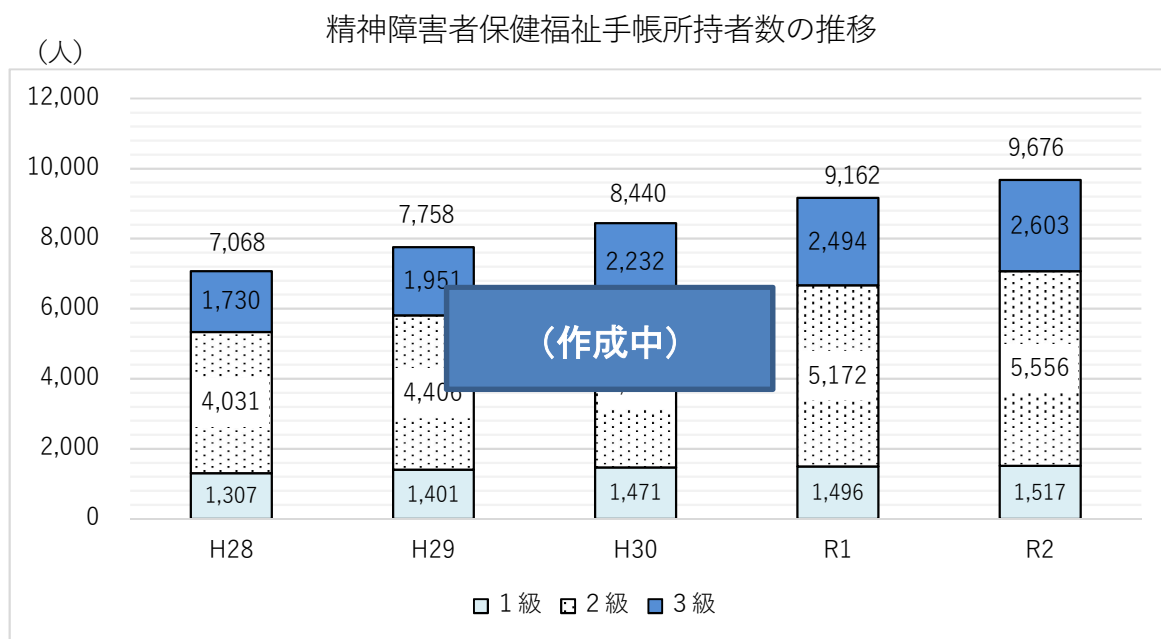
本市の知的障害者数（療育手帳所持者）は、令和5（2023）年3月末現在で8,011人です。平成28年以降、知的障害者数（療育手帳所持者）は増加しています。

療育手帳所持者数の推移



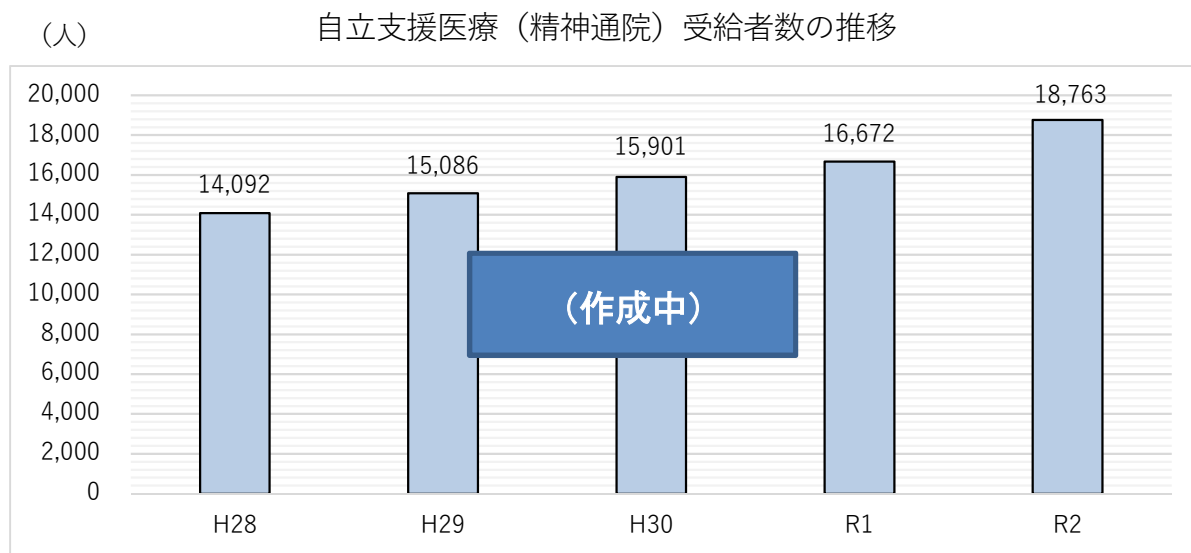
○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者数（精神保健福祉手帳所持者）は、令和5（2023）年3月末現在で11,568人です。平成28年以降、精神障害者数（精神保健福祉手帳所持者）は増加しています。



○自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の推移

本市の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和5（2023）年3月末現在で19,169人です。平成28年以降、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は増加しています。



ウ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本市では老人福祉法及び介護保険法に基づき3年を1期とする次期計画「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）【計画期間：令和3年～5年度（2021～2023年度）】を策定するにあたり、市民の高齢者社会についての意義・生活状況、介護予防及び介護に対する考え方、保健・医療・福祉サービスの利用実態、ニーズ等を調査し、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把

握することで、地域の抱える課題の特定（地域診断）することを目的とした調査を実施しています。

○調査対象 市内在住の一般高齢者及び要支援1・2の方 8,400人

○調査方法 郵送による配布・回収

○調査期間 令和3年10月

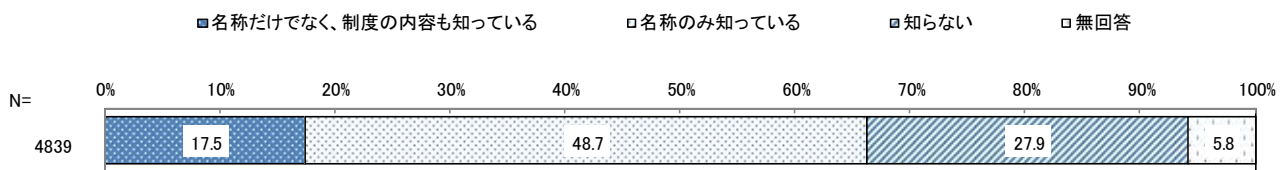
○調査事項 成年後見制度の認知

11月分科会に向けてさらに加筆修正予定

(1) あなたは

成年後見制度の認知について、「名称のみ知っている」が18.7%と最も高く、次いで「知らない」が27.9%、「名称だけでなく、制度の内容も知っている」が17.5%となっている。

「成年後見制度」の認知



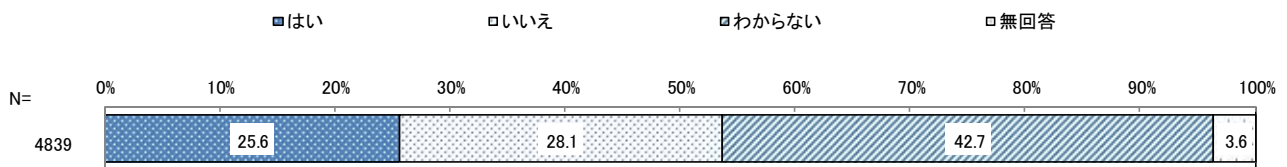
上段: 実数、下段: %

全体	「成年後見制度」の認知			
	名称だけでなく、 制度の内容も知っ ている	名称のみ 知っている	知らない	無回答
4839	848	2358	1350	283
100.0	17.5	48.7	27.9	5.8

(2) あなたは、あなた自身の判断能力が低下し、自分で身の回りの契約行為や財産管理などができなくなった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか（○は1つ）

成年後見制度を利用したいと思うかについて、「わからない」が42.7%と最も高く、「いいえ」が28.1%、「はい」が25.6%となっている。

「成年後見制度」の利用意向



上段: 実数、下段: %

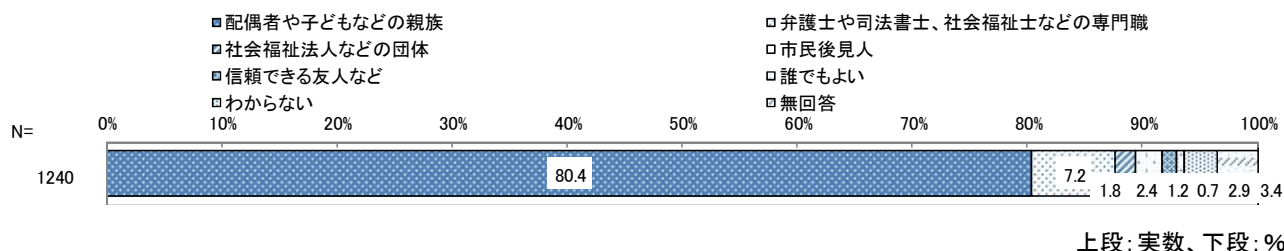
全体	成年後見制度の利用意向			
	はい	いいえ	わからない	無回答
4839	1240	1358	2067	174
100.0	25.6	28.1	42.7	3.6

【(2)で「1. はい」と回答された方のみ】

(3) ①将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、だれに後見人となって支援してほしいですか (〇は1つ)

後見人となって支援してほしい相手について、「配偶者や子どもなどの親族」が80.4%と最も高く、「弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職」が7.2%、「わからない」が2.9%となっている。

後見人となって支援してほしい相手



上段: 実数、下段: %

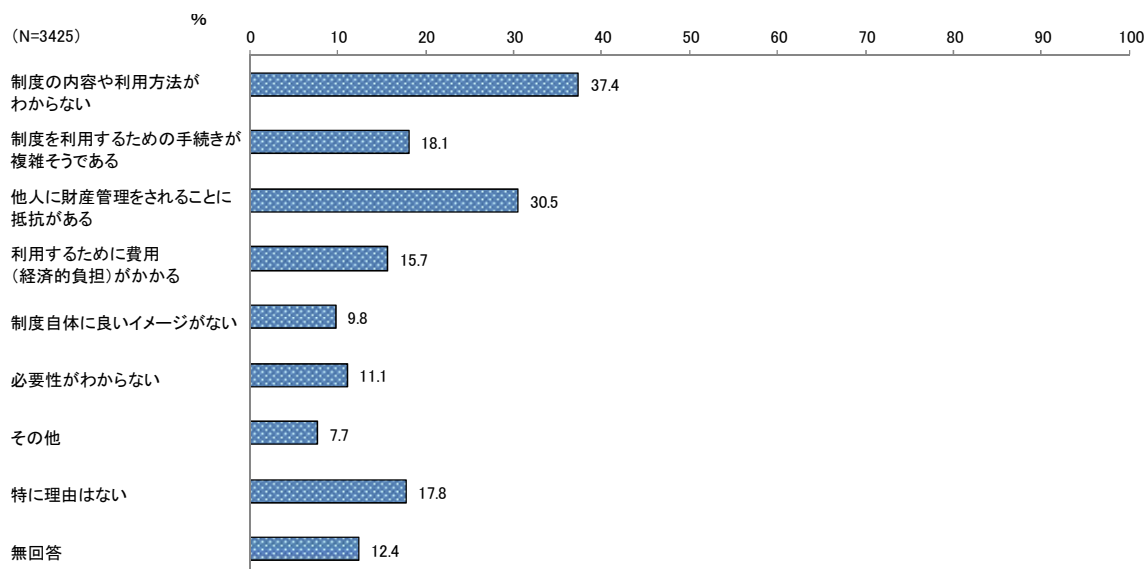
全体	後見人となって支援してほしい相手							
	配偶者や子どもなどの親族	弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職	社会福祉法人などの団体	市民後見人	信頼できる友人など	誰でもよい	わからない	無回答
1240	997	89	22	30	15	9	36	42
100.0	80.4	7.2	1.8	2.4	1.2	0.7	2.9	3.4

【(2)で「2. いいえ」または「3. わからない」と回答された方のみ】

(4) ②あなたが、「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由は何ですか (〇はいくつでも)

成年後見制度を「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由について、「制度の内容や利用方法がわからない」が37.4%と最も高く、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」が30.5%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が18.1%となっている。

「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由



上段:実数、下段:%

全 体	「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由								
	制度の内容 や利用方法 がわからな い	制度を利用 するための 手続きが複 雑そうである	他人に財産 管理をされる ことに抵抗が ある	利用するた めに費用(経 済的負担)が かかる	制度自体に 良いイメージ がない	必要性がわ からない	その他	特に理由は ない	無回答
3425	1280	620	1044	537	334	381	263	608	425
100.0	37.4	18.1	30.5	15.7	9.8	11.1	7.7	17.8	12.4

注)「その他」の内容として、以下が挙げられた。

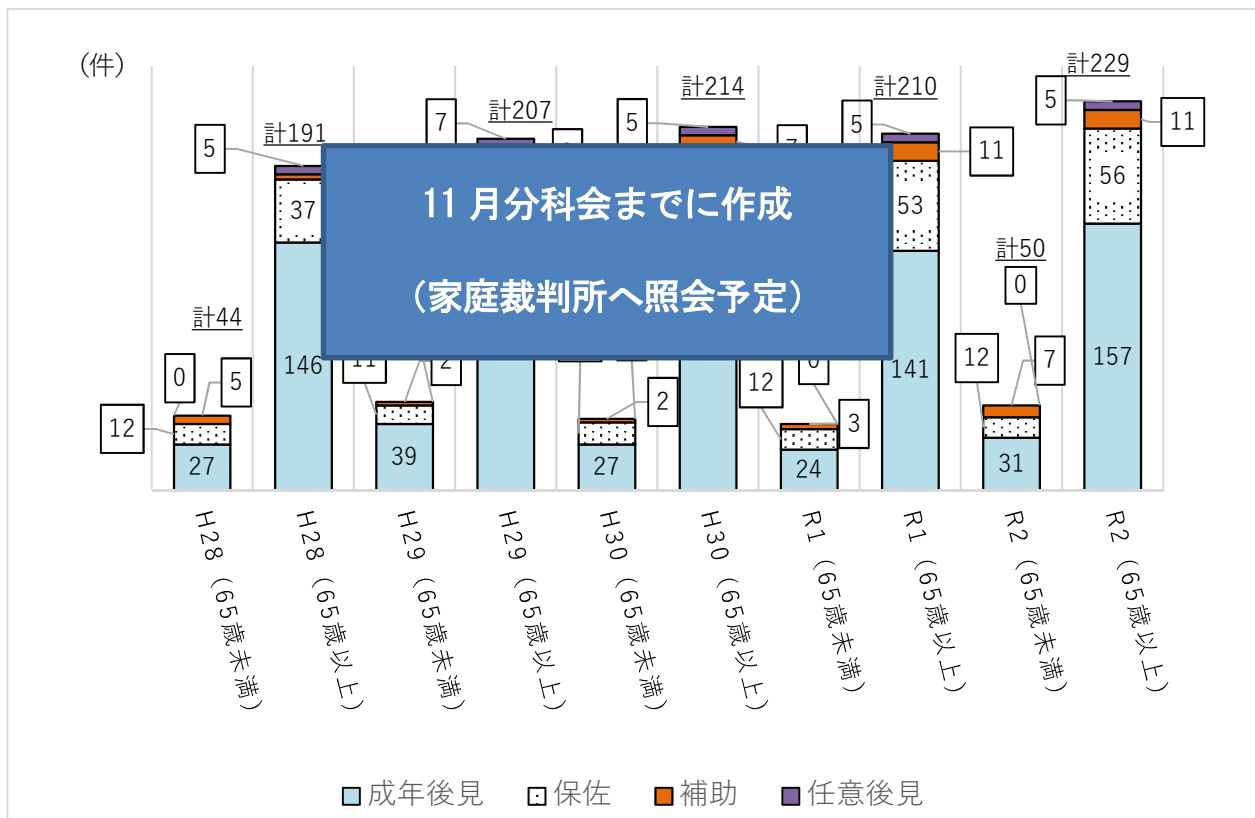
- ・子どもに頼む
- ・財産がない
- ・家族信託制度の利用で十分と思っている

## エ 成年後見制度に関する取組み状況

65歳以上の方の申立て件数は増加しており、令和2年度には229件の申立て件数がありました。

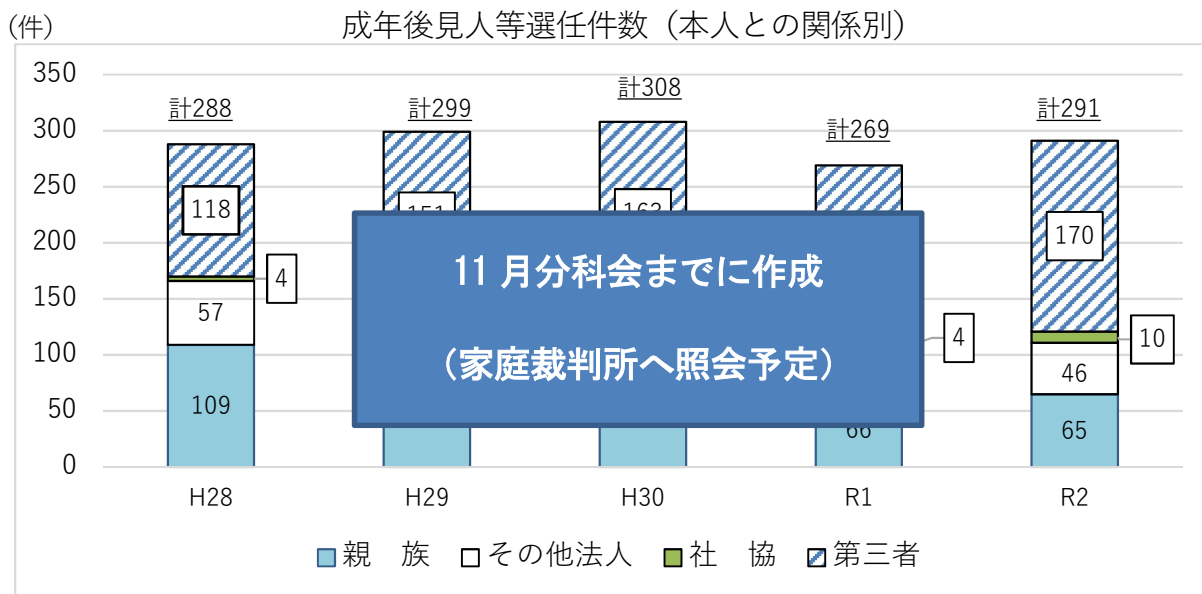
65歳未満の方の申立て件数はほぼ横ばいです。また、65歳未満の方の任意後見の申立て件数は平成28年から令和2年まで0件となっています。

申立て件数（年齢別：65歳未満・65歳以上）



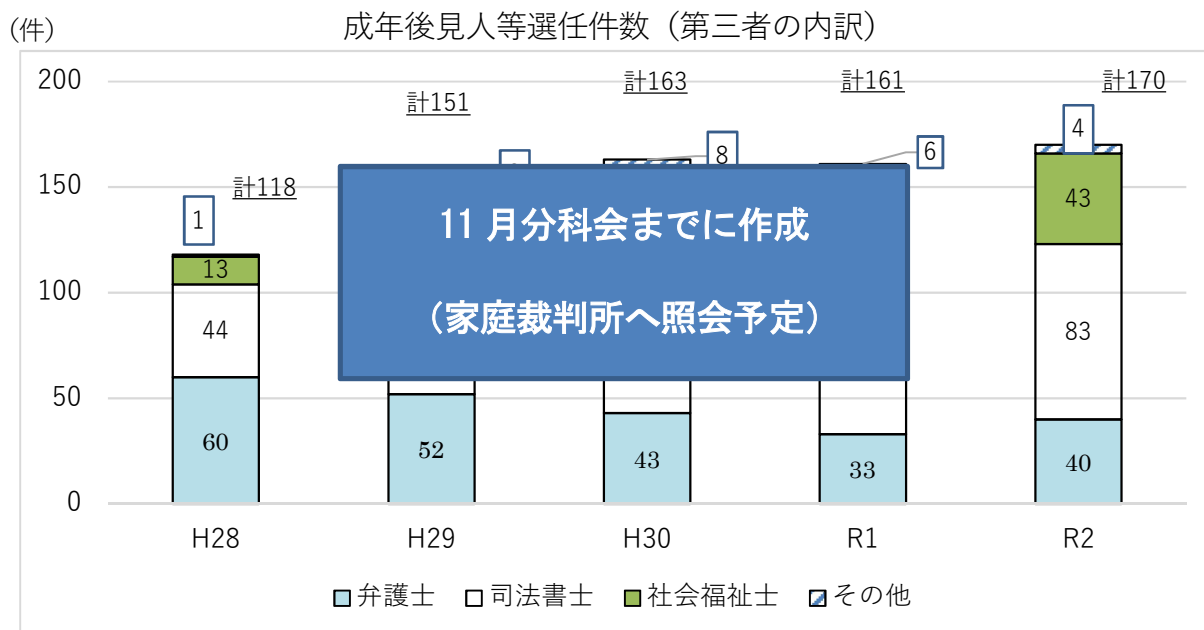
※本人住所地が千葉市の方が対象。

成年後見人等選任件数は第三者が一番多く令和2年度は170件となっています。次に親族が多くなっており令和2年度は65件となっています。第三者の選任件数は増加傾向にあります。親族の選任件数は減少しています。



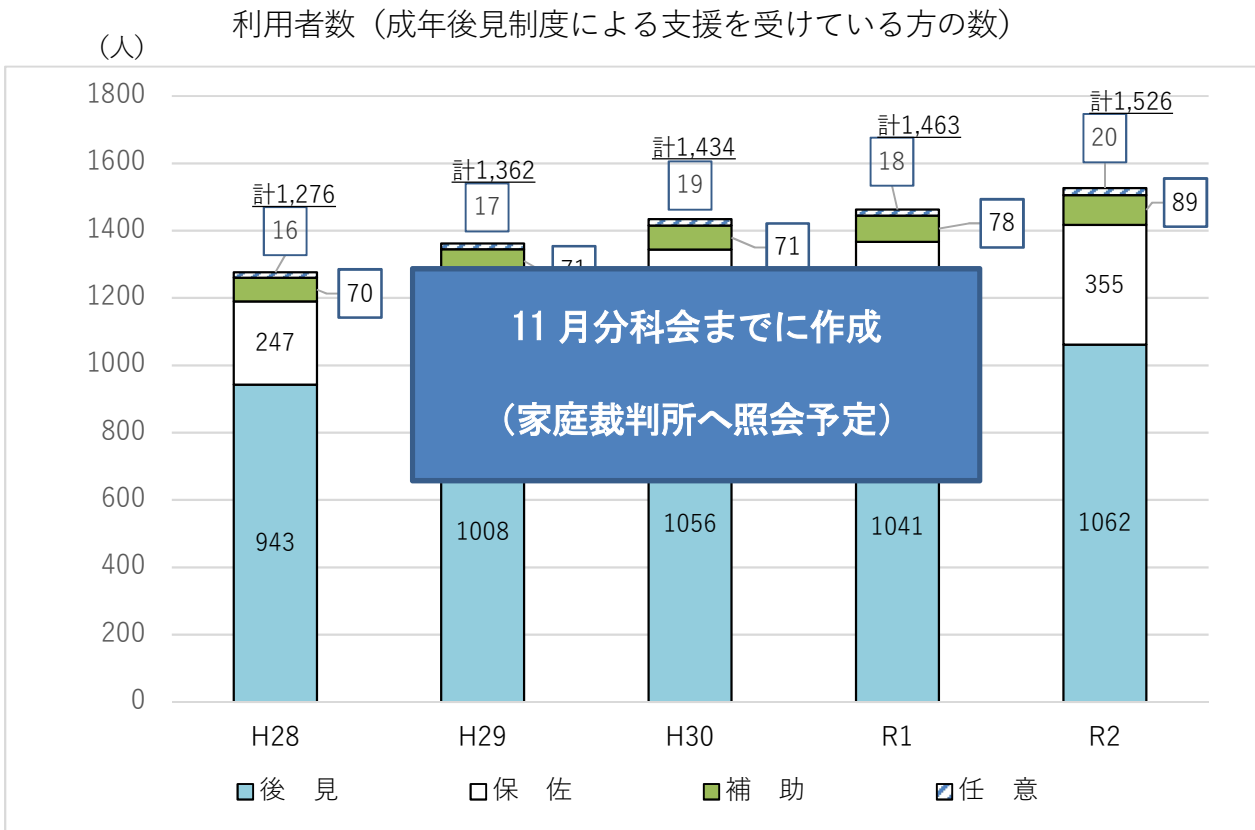
(注) ・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件について、後見人等が選任されたものを対象  
 ・1件に複数の後見人等が選任された場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、申立件数の総数とは一致しない。  
 ・本人住所が千葉市の方が対象。

第三者の成年後見人等選任件数は令和2年の司法書士の選任件数が83件と一番多くなっています。弁護士と社会福祉士の選任件数は弁護士40件、社会福祉士が43件とほぼ同じ件数となっています。



(注) ・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件について、後見人等が選任されたものを対象  
 ・1件に複数の後見人等が選任された場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、申立件数の総数とは一致しない。  
 ・本人住所が千葉市の方が対象。

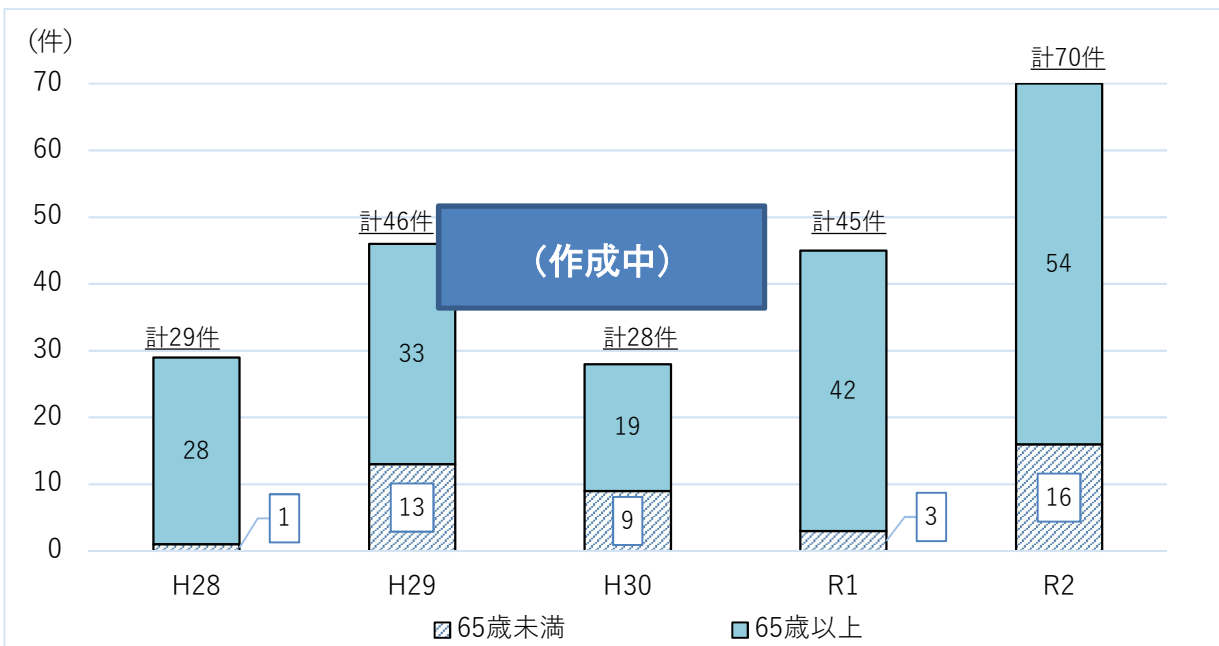
成年後見制度の利用者数は、毎年増加しており、令和2年には市内の制度利用者数は1,526人となっています。



※ 各司法年度末（12.31）時点の利用者数

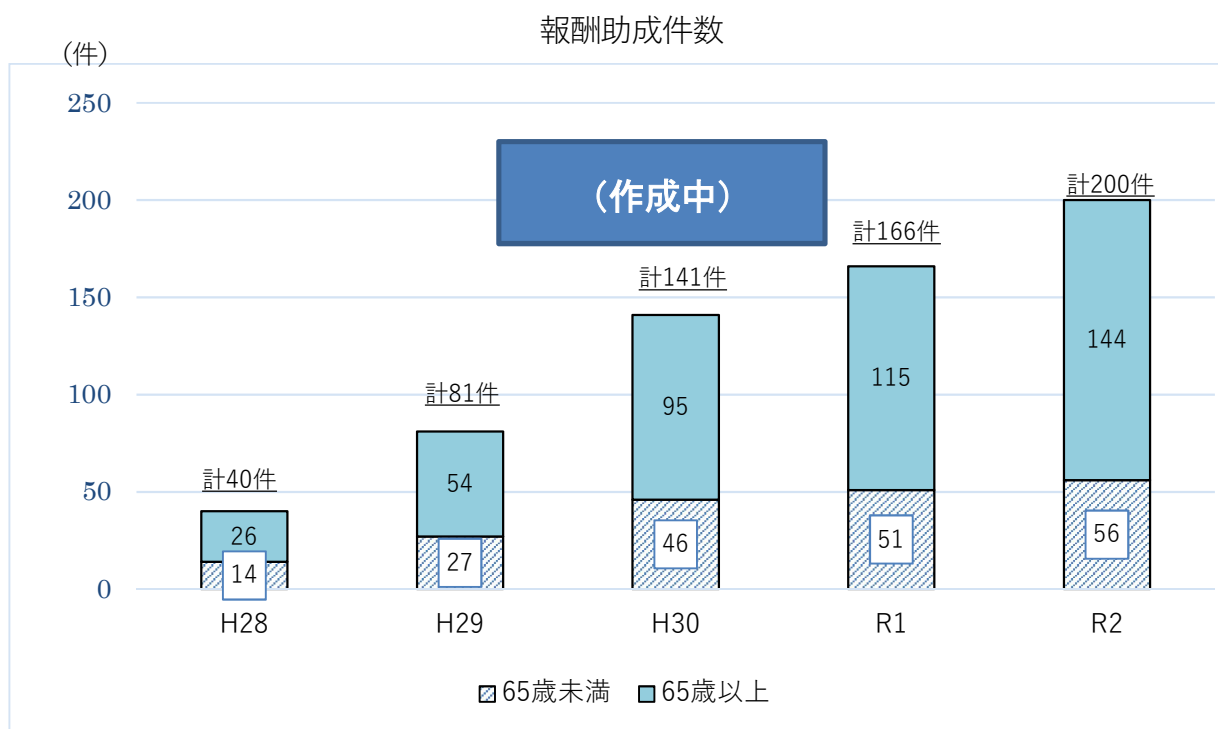
市長申立て件数について、65歳以上の方は、令和4年度は42件となっています。また、65歳未満の件数を含めた市長申立て件数は47件となり、平成30年度の約1.7倍の件数となっています。

市長申立て件数





報酬助成件数は65歳以上の方の助成件数の増加が顕著で、令和4年度は176件となっており、平成30年度の1.8倍となっています。



## (2) 課題

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、成年後見制度の利用を必要としている人に身近な人が気づき、適切な制度利用につながるよう、社会の成年後見制度への理解を広める必要があります。
- 制度の利用を必要としている人を早期に発見するとともに、適切に相談窓口につなげられる体制を整備する必要があります。
- 高齢者及び障害者の相談窓口や権利擁護支援の相談窓口、行政等が連携し、迅速かつ適切に制度利用につなげる体制を整備する必要があります。
- 本人に身近な親族、福祉、保健、医療、地域住民等と後見人等がチームとなって本人を見守ることで、本人の意思や状況に応じた適切な支援が行える体制を整備する必要があります。

## 2 施策の展開

【施策1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備】

No	事業名	取組内容

11月分科会までに作成

## 地域福祉啓発漫画「支え合う繋がり合うって素敵だね」

市民の皆様に分かりやすく浸透する計画づくりの取組みの一環として、本計画策定に合わせて地域福祉を題材とした漫画を作成しました。

主人公の小学生の周りで起こる心温まるエピソードを通して、人と人が世代や分野を超えてつながり、相互に役割を持って、支え合うことのすばらしさを描いています。

さ さ  
あ  
支え合う  
あ  
繋がり合うって  
す て き  
素敵だね



千葉県 某所



パパママ  
おはよう



今日はいつもより元気だな



そうだよ  
今日から新しい学校だもん

友達たくさんつくるんだ



大変  
もうこんな時間ママ行くね

いってらっしゃーん

